

金融分科会議事規則

(会議の招集)

第1条 会議は分科会長が招集する。

(議長)

第2条 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(意見の聴取)

第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 分科会長は、分科会に諮った上で、分科会及び部会の会議を公開することができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、分科会長が定める。

(議事録の作成及び公表)

第5条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、分科会長が定める。

(部会)

第6条 部会の議事においては、第1条から第3条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会への会長等の出席)

第7条 審議会会長、分科会長及び部会に属さない分科会の委員は、随時部会に出席し、意見を述べることができる。

(部会への議決の委任)

第8条 分科会長は、審議事項又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、部会の議決をもって分科会の議決とするものとするすることができる。

(ワーキンググループ等の設置)

第9条 分科会、部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。

(その他)

第10条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、分科会長が定める。

2 部会において必要がある場合には、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。